

別紙〔Ⅲ〕

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

○排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

排ガスについては、セメント焼却炉の煙突から排出されるガスによるものであり、大気汚染防止法に基づき、排出基準値以下で管理可能である。

具体的には、当工場における排出基準は以下のとおりであり、規制値を下回り特段問題無く操業している。

項 目	排出基準値
ばいじん(ダスト)濃度	0.08 g / Nm ³
硫黄酸化物	1
窒素酸化物	450ppm
塩化水素	700mg / Nm ³

当工場の平成18年のダイオキシン類及び塩化水素の測定結果を示しました。

	H18. 2	H18. 4	H18. 6	H18. 8	H18. 10	H18. 12
塩化水素(mg / Nm ³)	5.2	4.0	2.2	0.6	1.3	2.8
ダイオキシン類 (ng-TEQ / Nm ³)	0.0057 (3月)		0.032	0.0061 (9月)		0.0047

○排ガスの性状、放流水の水質の測定頻度に関する事項

硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん濃度は2ヶ月に1度、塩化水素は6ヶ月に1度、ダイオキシン類は3ヶ月に1度、放流水は生活排水のみである事から、生活環境保全上支障をきたす恐れはない。

○その他廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項

対象廃棄物は、全て工場内でセメント製造の原料・燃料代替として自社処理されるため、最終処分場或いは、他社へ処理委託する二次廃棄物は発生しません。

(別紙2の3)

施設等の維持管理の概要	廃棄物の飛散・流出及び悪臭の飛散防止方法	連続的に乾燥、粉碎し、粉碎物はブレンディングサイロに一時蔵貯後、セメントキルンで焼却処理する。各工程における集塵設備も整っており、飛散防止は万全である。
	騒音、振動及び粉じんの発生防止方法	電気集塵機、遮音扉等を設置しているとともに従来から東山町と公害防止協定を結んで防止に努めている。
	ねずみ、か、はえその他の害虫発生防止方法	乾燥、粉碎後、セメント焼成キルンにて焼却処理するため害虫は発生しない。
	放流水（未処理水を含む。）の水質検査方法・頻度	社外試験機関に依頼する。 (PH、BOD、COD、SS、大腸菌数、油分は、1回/月、その他については1回/年) (現状については試験成績表参考)
	排ガスの検査方法・頻度	大気汚染防止法等に従って、1回/2ヶ月毎に自社測定する。(窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん)
	諸設備の点検体制・点検責任者(職・氏名)	セメント工場における既存職制を通じて点検管理する。
その他参考となる事項		